

## 第3章 フランスの分権型協力への支援

フランスにおいては、1982年の「市町村、県及び州の権利と自由に関する法律」の制定以来、多くの地方自治体が海外との交流協力事業に取り組んでいる。1950～60年代に始まった姉妹都市交流が形式的なものになっていったため、プロジェクトによる交流が盛んになっている。

フランス政府は、分権型協力 (*la coopération décentralisée*) のイニシアチブに対する支援を1986年から開始している。分権型協力とは、国レベルでの国際協力に対して、地方自治体や公法人、民間団体等が行う地域レベルでの協力をさしている。フランス政府は、地方自治体等に対する専門的な調査情報の提供及びプロジェクトに対する費用の一部の助成 (*cofinancement*) により、管理的でない形で分権型協力を支援している。また、フランス政府の分権型協力への支援は、プロジェクトの実際の実施者にかかわらず、地方自治体や公法人に対する支援という形態をとっている。

分権型協力の支援のための予算には2つの系統がある。一つは、EUとのロメ協定の締約国であるアフリカ、カリブ及び太平洋諸国 (ACP諸国。第4章表4-2参照。) に南アフリカを加えた71ヶ国 (*les pays «du champ»*) を対象とした協力担当省 (*Ministère de la Coopération*) の援助協力基金、もう一つは、その他の国 (*les pays «hors champ»*) を対象とした外務省 (*Ministère des Affaires étrangères*) の予算である。

外務省と協力担当省の分権型協力への支援の方法は異なっており、外務省が国の地方機関に地方自治体等への資金配分の権限を委譲しているのに対し、協力担当省は国が直接に資金配分を行っている。

ここでは、主として外務省における分権型協力への助成のシステムについて概観する。

### 3.1 外務省における分権型協力担当組織

外務省は、内務省、予算省、さらに、農業省、国土整備省、運輸省、国民教育省、高等学校省、研究省、環境省、産業省等の技術省庁とともに、地方自治体間の協力に関心を持つ行政機関の一つである。外務省は、フランスの援助協力政策の一貫性に留意しており、方向性の定義や組織間の調整に関して大きな役割を果たしている。

外務大臣は、協力担当大臣（閣内大臣）、欧州問題担当大臣（閣内大臣）及びフランス語圏担当閣外大臣と密接なつながりをもっている（図3-1）。

外務省における分権型協力の推進、支援及び協議の活性化の機能は、特に、地方自治体对外関係代表 (*Délégué pour l'action extérieure des collectivités locales*) 及び文化・科学技術交流総局 (DGRCST) が担っている。

#### (1) 地方自治体对外関係代表

政府は1983年に外務省の事務総長 (*Secrétaire général*) のもとに地方自治体对外関係

図 3-1 フランス外務省機構図

(簡略図。1995年7月現在)

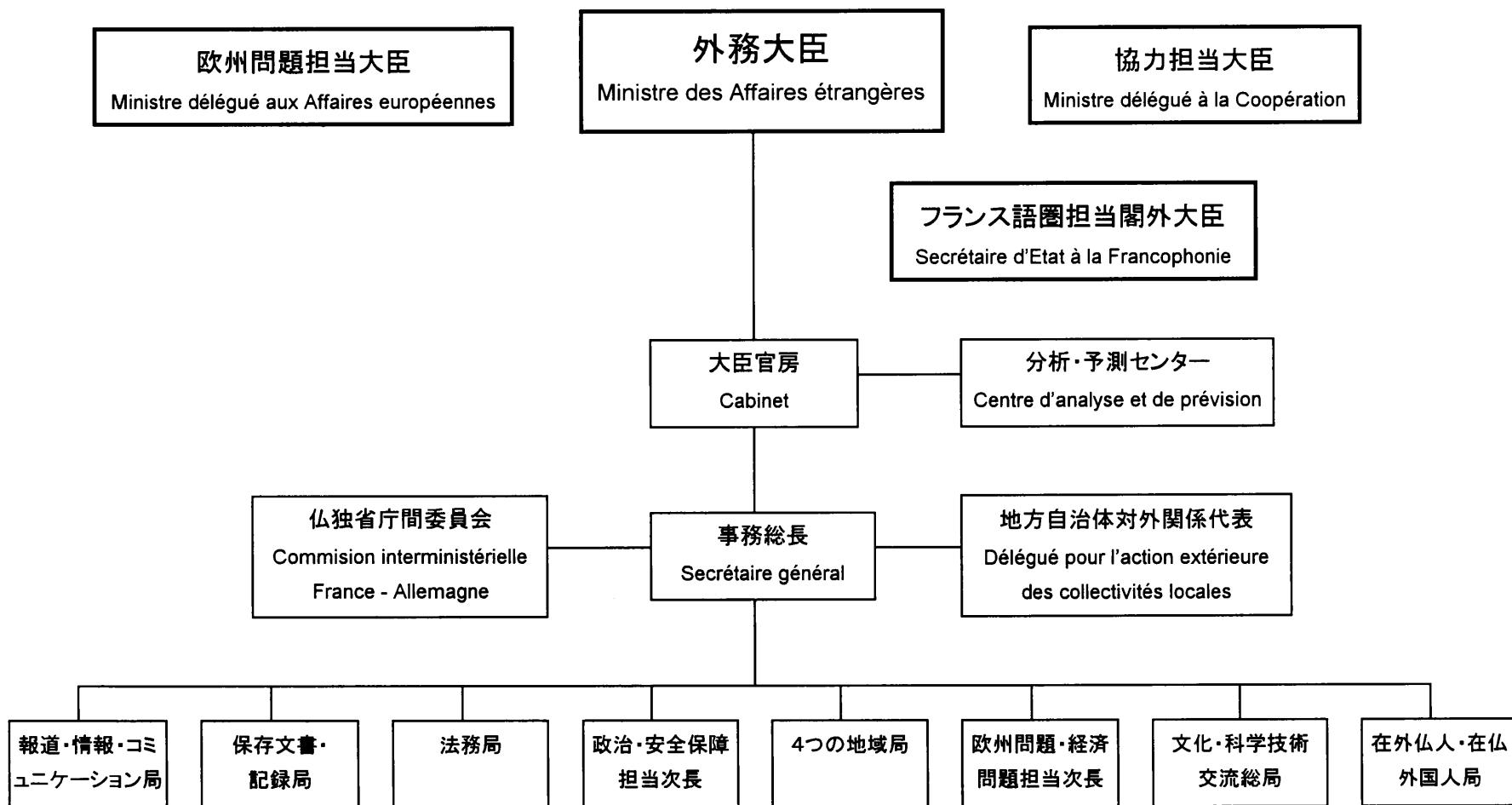
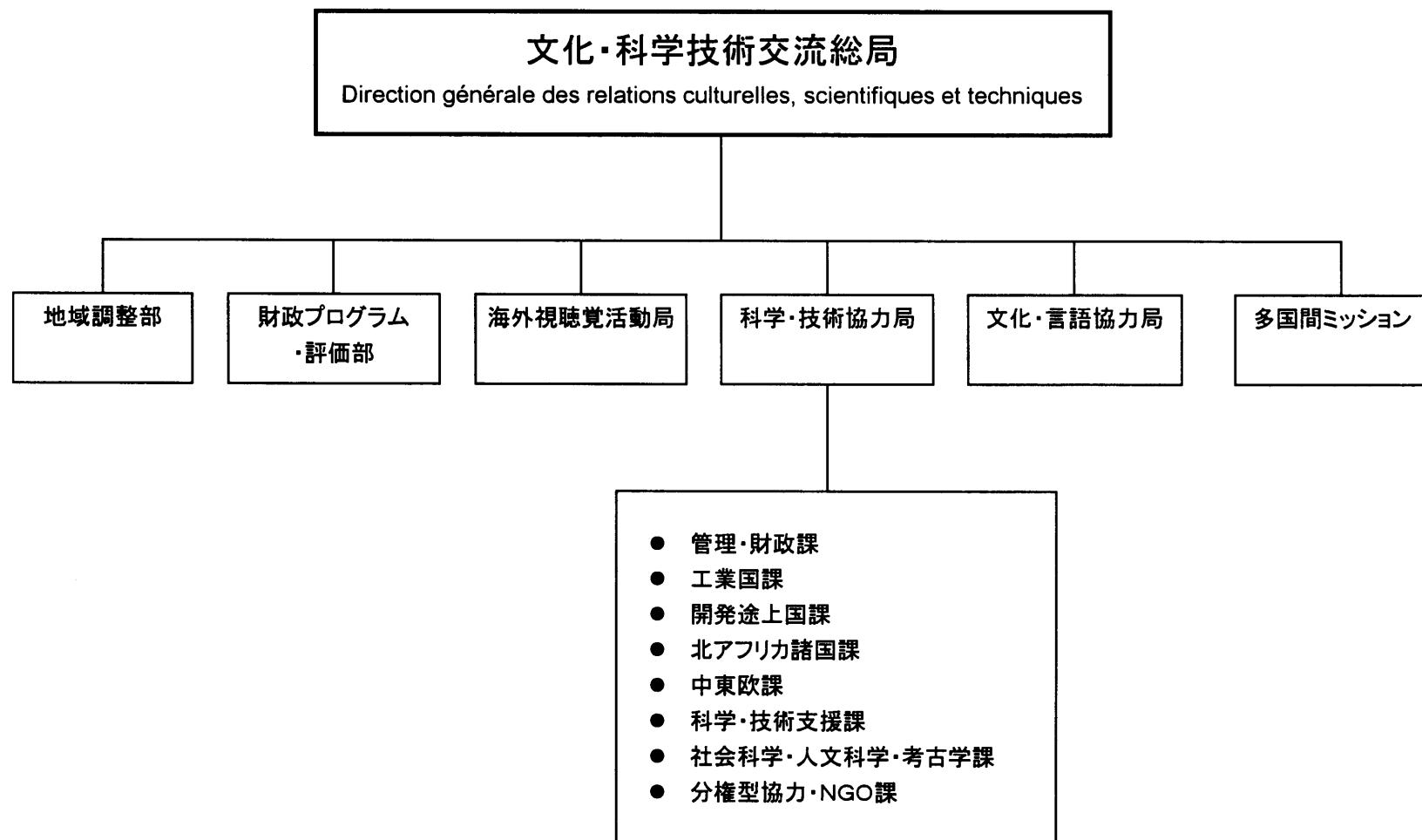


図 3-2 文化・科学技術交流総局機構図



代表を設立した。この組織は、調整活動のほかに、次の任務を実施している。

- 地方自治体の海外活動に関する情報の収集及び分析
- 地方庁及びフランスの在外公館に対する協力。大使や地方長官と連携して、特に分権型協力活動の実施のために海外と確立しようとする関係について関係地方自治体に助言する。
- 国内法又は国際法における、特に国境を越えた分権型協力に関する法的文書の作成への貢献。フランスの代表として、近隣国の委員会や欧州評議会の作業に参加する。
- 1992年2月6日の法律により設立された分権型協力委員会の事務局

## (2) 文化・科学技術交流総局

文化・科学技術交流総局(DGRCST)は、協力担当省の管轄国以外の国々との文化的、科学的、技術的協力全般を担当している。文化・科学技術交流総局の予算は、1994年には、510万フランであり、これは外務省の全予算の35%に相当する。この内訳は次のとおりである。

文化的、科学的及び技術的協力	36%
海外の教育施設	29%
海外での視聴覚活動	17%
文化・言語のネットワーク	18%

文化・科学技術交流総局は、外務省内の地域担当局との密接な協力により協力の方向を決めており、また、フランスの各省庁、文化的・技術的協力をを行う国内組織及び多国間組織とのパートナーシップのもとに活動している。DGRCSTは、非政府関係者、NGO、地方自治体と補完的関係を確立しており、また、フランスの在外公館全体、特に文化・科学部と常に連携をとっている。DGRCSTのもとには、科学技術協力局(DCST)、文化・言語協力局(DCCL)、海外視聴覚局(DAAE)の3つの活動局が置かれている(図3-2)。

科学技術協力局の分権型協力・NGO課に置かれている分権型協力事務局は、プログラム及び活動全体の情報集積の場である。地方庁、外務省の関係部局及び大使館との間の関係を確保するとともに、助成した地方自治体の活動と二国間・多国間協力プログラムの間の連携に注意を払っている。

分権型協力事務局は、地方自治体や州・県における国の権限が委譲された部局に対し、次のような支援を行う。

一分権型協力の州計画の策定、実施及びフォローアップに対する協力

一分権型協力委員会による助成申請の審査の事前協議

一文書の作成の技術的支援

分権型協力事務局は、地方自治体の連合組織により運営される活動及び分権型協力の範囲内の公益団体による活動もフォローする。

### 3.2 外務省の分権型協力への助成プログラム

分権型協力への助成 (cofinancement) プログラムは、地方自治体による協力に国が財政的な支援を行うものである。このプログラムは、大きく分けて次の二つから構成される。

- ①州内の地方自治体が実施または支援する活動を包括する州計画
- ②州計画を支援することを目的とした国家計画。このプログラムでは、地方自治体の連合組織の活動への支援、職能組織により実施される支援プログラムへの参加または一般団体のネットワークへの助成を行うことができる。

分権型協力のプロジェクトへの助成は、当初、開発途上国で実施される活動を対象としていたが、外務省の所管国には開発途上国から先進国までのすべての発展段階の国々が含まれているため、中東欧諸国の自治体や先進国の自治体との協力プロジェクトにも助成できるように拡充された。しかし、先進国の自治体間の協力に割り振られる予算は非常に少ない。

外務省の助成プログラムに参加する地方自治体の利益としては、①提案プロジェクトについて在外公館や関係部局の意見を聞くことにより間違いを回避できること、②外務省のお墨付きをもらうことで、議会でのコンセンサスを形成しやすいこと、③政府が助成することにより、EUからの助成が受けやすくなること等があるとのことである。

### 3.3 分権型協力への助成までの手続き

1992年の改革の結果、外務省の管轄地域の国における分権型プロジェクトの募集及び助成の決定は、州地方長官 (*préfet de région*) 及び県地方長官 (*préfet*) の権限となった。助成の実施は、州段階の計画策定の対象となった。（注）

分権型協力及び国から権限委譲された部署の役割に関する 1992 年 2 月 18 日の通達 No.187/STE は、州の計画策定の原則を定めている。1993 年 3 月 25 日の通達 No.317/STE は、州の役割と権限に配慮しつつ、国と連携して地方自治体のイニシアチブの調整を行うのに必要な条件を明らかにしている。

（注）1982 年の「市町村、県及び州の権利と自由に関する法律」及びそれに引き続く一連の地方制度改革法の制定により、フランスの地方制度は大きく変化した。1982 年以前には、州及び県の行政の執行権限は、中央政府から派遣された州知事及び県知事に属していたが、1982 年の改革により、執行権限は、公選によって選出された州議会議員及び県議会議員の互選より選出される州議会議長及び県議会議長に移された。

州地方長官及び県地方長官は、州知事及び県知事を引き継ぐもので、地方における国の代表者として中央政府から派遣されているが、その権限は、国の代表者としての権限、地方自治行政の監視者としての権限、管轄区域内の国の地方出先機関の長としての権限等に限定されている。なお、州地方長官は、州庁が置かれている県の県地方長官が兼ねている。なお、フランスには、州が 22、本土県が 95、市町村が約 36,000 ある。

## (1) 州庁の担当組織と任務

州庁では、分権型協力に関する問題は、地域問題総局（SGAR）の担当部署で扱われている。この部署は、地方自治体の直接の交渉相手であり、場合によっては、相談や指導を行うパートナーとなる。この部署は、特に、国の部局間の調整を図る一方、支援を求める地方自治体との調整も行うこととなる。また、この部署は、県庁と共同で、助成の申請書を提出するよう指示し、分権型協力の州計画を策定し、実行に移す。

## (2) 分権型協力に関する州計画の作成

第一段階では、地方庁が助成の申請書の提出を指示する。取り上げる案件は、州地方長官が関係地方自治体や県庁と調整のうえ作成する分権型協力の州計画案に登録される。州計画案は外務省に提出され、技術部局や地域割り部局、在外公館などとの協議が行われる。

## (3) 外務省との協議

外務省内では、分権型協力の担当部局は、「分権型協力委員会」によるプロジェクトの審査の前の協議手続きに責任を有する。各助成申請書について、プロジェクトの一貫性に関する検討を行い、関係技術部局、地域担当部局、関係国のフランス大使館に送付し、意見を求める。

## (4) 分権型協力委員会によるプロジェクトの審査

分権型協力に関する州計画に含まれる各プロジェクトは、分権型協力委員会の審査を受ける。文化・科学・技術協力総局長が議長を務めるこの委員会は、年1回、本省各部局及び州の担当部局の代表が集まり、国の協力政策との適合性とともに、各プロジェクトの妥当性（実施される活動の定性的評価）についての審査を行う。

委員会は、州計画の実施及び各プロジェクトへの助成のために必要な意見をまとめる。意見は、次の3つの形をとる。

—好意的

—種々の批評の入った意見（情報の補足が必要）

—否定的意見

これらは決定ではなく、あくまで委員会の意見であるが、一般的に否定的意見を受けたプロジェクトは採択されない。

## (5) 州計画の採択

州地方長官及び県地方長官は、分権型協力委員会の意見を踏まえつつ、最終的にプロジェクトの選択について裁定し、彼らが使える助成額の範囲内で国からの助成の額と条件を決定する。なお、各州に割り当てられる助成額の総額は、前年の実績等を踏まえて、外務省が配分することである。州地方長官及び県地方長官は、その決定を関係の地方自治体に伝える。

申請プロジェクト数は、1996年度には全体で250程度であったが、230程度が採択

されている。この230件のプロジェクトの所要費用は総計約1億フランであったが、助成金の配分総額は約2,200万フランであるとのことである。

#### (6) 州計画の実施

##### ①委任及び助成金の支払い

分権型協力の助成金の支払いは、県庁及び州庁（州のプロジェクトの場合）に委任されている。州のプロジェクトについては州地方長官及び自らの行政区画内の市町村（コミューン）については県地方長官が支払いを実施する。県地方長官は、助成を停止することができる。助成金は、地方自治体以外には支払うことはできない。

##### ②執行の一貫性

州及び県の地方長官は、計画の実施の一貫性に責務を有する。州及び県の地方長官は、技術面及び資金面の報告を受け、本省向けに計画の進捗状況を作成する。

### 3.4 助成のクライテリア

#### (1) 事業の主体

分権型協力の活動への助成は、一または複数のフランスの地方自治体または地方自治体の集合体である公法人（以下「地方自治体等」という。）が関係するプロジェクトを対象としている。プロジェクトの申請ができるのは、次の者である。

一市町村（commune）

一県（département）

一州（région）

一事務組合（syndicat）

一広域市町村圏（district）

一都市共同体（communauté urbaine）

地方のパートナー及びプロジェクトの実施者がどこであっても、地方自治体等が事業主体となる。地方自治体等は、プロジェクトの申請書の提出者であり、資金の受取人となる。

#### (2) 対象プロジェクトの資格

助成プログラムの対象となるプロジェクトは、性格及び目的に関して、いくつかの条件を満たしていかなければならない。地理的範囲、規模またはプロジェクト実施期間についてのクライテリアはない。人道的性格のプロジェクトは本プログラムから除外されている。プロジェクト発掘やプロジェクト形成のミッションも助成の対象とはならない。また、輸送手段の引き受けや物資の輸送も対象外である。

#### (3) 助成の条件

##### ① 同等の寄与

国の助成額は、プロジェクトに必要な額の半分以下が原則であり、平均すると30%程度とのことである。フランスの地方自治体等は、助成額と同等以上の額を投資しなければならない。

## ②複数年制

助成金は、単年度予算の原則のもとに、一定の部分について与えられる。複数年にわたるプロジェクトについては、最初の部分の助成の決定は、プログラムの目標について基本的な合意を意味する。地方自治体等は、前年の成果を報告するとともに、プログラムの修正点を明確にしつつ、毎年申請書を更新しなければならない。

## (4) 評価クライテリア

### ①パートナーシップ及び地域の参加

地域のパートナーが見つかり、プロジェクトの実施の各段階で参加してもらうことが重要である。パートナーの参加は、効果的なものでなければならない。

1993年3月25日の通達に述べられているように、「分権型協力のプロジェクトは、フランスの地方自治体の動機と能力にあったものであるとともに、外国の地方自治体の要望と必要に合致したものである必要がある。相互の利益に基づいた真のパートナーの関係は、持続性の証」である。

フランスの地方自治体等と外国の同等の団体間のパートナーシップは、契約関係（協力協定、姉妹都市協定）を結ぶことが望ましい。

### ②プロジェクトの一貫性

活動は、全体の一貫性の観点からも評価される。プロジェクトの目標と実施手段は、正確に決定されなければならない。全体として、外務省は、時間を正確に守る活動というよりは、開発プログラムの一部をなす活動を支援する。外務省は、パートナーの参加と組合わせて実施されるプロジェクトや、経験の蓄積を可能とするようなプロジェクトを望んでいる。

外務省は、できる限り、相手国の地域開発や国家開発の目標に対応し、フランスの協力政策の大きな方向とプライオリティに合致し、二国間協力プログラムと連動するようなプロジェクトを優先する。

## (5) 申請書の提出

助成の申請書は、県、市町村、公法人にあっては県庁に、州にあっては州庁に提出しなければならない。国のプログラムの一環として提案されるプロジェクト（地方自治体を代表するネットワークや組織の協調と促進の活動）については、外務省に直接提出することとなっている。

### 3.5 助成の実績

1995 年度の外務省の分権型協力の予算は、2,590 万 フランである。その配分概要は以下のとおりである。

#### 分権型協力への予算の配分

州の計画（215プロジェクト）	2,120 万 フラン
国 の 計 画（11 プ ロ グ ラ ム）	470 万 フラン

#### 主体別の助成配分

州	20%
県	18%
市町村（コミューン）	52%
公法人	5%

#### 相手地域ごとの配分

中東欧諸国	27%
北アフリカ諸国	18%
アジア諸国	15%
ラテンアメリカ諸国	10%
O E C D 諸国（E U域外）	6%
中東諸国	6%
アフリカ諸国	3%
全般的	16%

#### 分野別配分

都市開発・インフラ・運輸	32%
産業・企業	17%
文化・言語	11%
行政	9%
教育	8%
農村開発	8%
保健	4%
研究	1%
多分野	9%

また、1996年度における外務省の分権型協力への助成額の地域別配分は次のとおりである。

ラテンアメリカ諸国	260万フラン
アジア諸国	540万
北アフリカ諸国	430万
中東諸国	120万
中東欧諸国	600万
O E C D諸国（EU域外）	140万

## 第4章 欧州連合の分権型協力支援

### 4.1 欧州連合の協力政策

#### 4.1.1 協力実施体制

##### (1) 欧州委員会

欧洲連合 (European Union, EU) の協力政策の策定と実施は、欧洲委員会 (European Commission) の異なった総局 (Directorate General, DG) にわたっている（表4-1）。

対外関係総局 (DG I) は、地中海沿岸国 (DG IB) 並びに中東欧諸国及び体制移行国 (DG IA) とともに、南米諸国及びアジア諸国についてEUの政策を実施している。EUの援助政策の資金は、EUの予算によって保証されている。欧洲投資銀行も、生産設備への投資への貸付の形で参加している。

開発総局 (DG VIII) は、ロメ協定の範囲内で、アフリカ諸国、カリブ諸国及び太平洋諸国の70ヶ国と協議しつつ援助を実施している。DG VIIIは、非政府団体のプロジェクトへの補助金及びすべての開発途上国への食糧援助を管理している。ロメ協定に基づく主要な財政手段は、加盟国の任意拠出による欧洲開発基金である。欧洲投資銀行も、投資への貸付の形で信用を提供している。

地域政策・統一総局 (DG XVI) は、EU域内での協力を支援する政策を実施している。この協力の一部は近隣諸国にも開放されている。この協力支援のための財政手段は、主として構造基金の一つである欧洲地域開発基金である。

欧洲委員会は、海外に110の事務所及び代表部を有している。このうち、開発途上国に置かれている代表部は、欧洲委員会を代表し、資金協力及び技術協力の実施にも責任を有している。

##### (2) 地域委員会

EUとの協定により1994年3月9日に設置された地域委員会 (Committee of the Regions) は、EUの政策の策定及び実施において地方自治体の声を反映させるための協議機関であり、地方自治体を代表するための機関である。地域委員会は、各加盟国的地方自治体を代表し、各国政府の提案で理事会で任命された222人のメンバーで構成されている。任期は4年間である。

欧洲委員会及び理事会は、次の5つの分野において、地域委員会と協議しなければならないことになっている。

- 社会政策、教育政策、職業教育、青少年政策
- 文化
- 公衆衛生
- 欧洲横断網、交通網、電気通信網、エネルギー

表4-1 EUの国際協力の実施体制

開発途上国	中東欧諸国・体制移行国	欧州
開発総局(DG VIII)	対外関係総局(DGI,DG IA,DGIB)	地域政策・統合総局(DGXVI)
<b>権限の範囲:</b> アフリカ、カリブ、太平洋諸国 (ACP) すべての開発途上国（人道援助及び NGO 活動支援） <b>主要関係部局:</b> 機能・分野別部局 -DirectionA：開発政策 -DirectionB：実施手段 Unit VIII-B2：分権化協力-非政府機関への助成 地域部局 -DirectionD：西アフリカ、中央アフリカ -DirectionE：東アフリカ、オーストラリア -DirectionF：カリブ、大西洋、インド洋	<b>権限の範囲:</b> ACP 諸国以外の国々 <b>主要関係部局:</b> DGI-商業政策、北米、極東、オーストラリア及びニュージーランドとの関係 -DirectionB：北米、オーストラリア、ニュージーランド、ALEN A、APEC -DirectionF：極東諸国 DGIA-欧州、体制移行国、対外政策、EU 安全保障政策、在外サービス -DirectionB：中欧諸国 -DirectionC：体制移行国、モンゴル -DirectionD：他の欧州諸国 DGIB-地中海南部、中近東、南米、南アジア、東南アジア、南北協力 -DirectionA：地中海南部、中近東 -DirectionB：南米 -DirectionC：南アジア、東南アジア	<b>権限の範囲:</b> 15 の欧州諸国(特定のプログラムについては近隣諸国を含む) <b>主要関係部局:</b> 機能別部局 -DirectionA：地域政策の概念 1.国土整備、都市問題、URBAN、FEDER の第 10 条 2.地域間協力、Interreg、地域開発、地域委員会との関係 3.EU のイニシアチブの調整、EU 政策の地域への影響 地域別部局 -DirectionB：ベルギー、デンマーク、ギリシャ、ポルトガル、オーストリア、フィンランド、スウェーデン -DirectionC：スペイン、アイルランド、北アイルランド、イタリア -DirectionD：ドイツ、フランス、英国
<b>プログラム及び協定:</b> -第 4 次ロメ協定及び分野別プログラム -NGO 活動支援プログラム -食糧援助	<b>プログラム及び協定:</b> -欧州・地中海南部諸国パートナーシップ（分野別プログラム）及び二国間協定 -二国間協定及び分野別プログラム（アジア・南米） -Phare 及び Tacis、二国間協定（中東欧、体制移行国） -NGO 活動支援の各種プログラム	<b>プログラム及び協定:</b> -EU のイニシアチブのプログラム (Interreg 等) -パイロットプロジェクト (FEDER の第 10 条) -Pacte プログラム

## —経済的・社会的統合

これらの分野以外でも、地域委員会は隨時協議を受け、自らの意見を述べることができる。地域委員会は、分権型協力に多大な関心を有している。

### 4.1.2 協力政策の枠組み

欧洲連合（EU）の協力政策は、大別して、EUの域内国間の地域間協力への支援政策と域外の開発途上国への援助政策に分けられる。域内国間の地域間協力への支援は、「構造基金」（Structural Funds）の一つである、EU内の後進地域の支援のための「欧洲地域開発基金（ERDF）」によって行われている。域外国への援助は、EUとの関係に応じていくつかの地域に分けられ（表4-2）、それぞれ異なった取組に基づいて、異なった形の援助が行われている（表4-3及び4-4）。

#### (1) アフリカ、カリブ及び太平洋諸国(ACP諸国)

EUは第4次ロメ協定の締約国であるアフリカ、カリブ及び太平洋諸国70ヶ国に特別の地位を認めており、特権的な協力関係を維持している。EUは、関係国政府との間で合意したプログラムの範囲内で、これらの国の地方の公的または私的な機関によるプロジェクトに助成金を提供している。この助成金は、EU加盟国の任意拠出による「欧洲開発基金（FED）」により賄われている。欧洲投資銀行（BEI）も、投資への貸付けの形で信用を提供している。

#### (2) 中東欧諸国及び体制移行国

中東欧諸国及び体制移行国に対するEUの技術的・財政的援助は、これらの国で進行中の経済的・社会的改革を支援することを目的とし開始された。これらの援助は、次の二つの大きなプログラムによっている。

—Phare プログラム（中東欧諸国）

—Tacis プログラム（体制移行国及びモンゴル）

中東欧諸国のうち10ヶ国（ブルガリア、ハンガリー、ポーランド、チェコ共和国、ルーマニア、スロバキア、エストニア、ラトビア、リトアニア、スロベニア）は、EUと「欧洲協定」によって関係を結んでおり、将来EUに加盟する資格を有している。このため、このプログラムは、これらの国が経済構造改革や民主主義の強化を通じて、EUの加盟条件を満たすことのできる段階まで支援するためのEUのイニシアチブともなっている。

また、中東欧諸国がEUとこのような近隣関係を結んでいることから、欧洲地域開発基金（ERDF）によるEU域内の地方自治体間の協力プログラムを拡大して、EU加盟国と中東欧諸国地方自治体の間の協力への支援を目的としたプログラム（Ecos/Ouverture）が実施されている。この協力プログラムは、さらに外縁にある体制移行国や地中海沿岸域外諸国に拡大されつつある。

## 表4-2 EUの国際協力のための地域割り

### 1. アフリカ諸国、カリブ諸国及び太平洋諸国(ACP諸国。ロメ条約の締約国)

#### (1)アフリカ諸国

アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、ブルンジ、カメルーン、カーボベルデ、コモロ、コンゴ、コートジボアール、ジブチ、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、赤道ギニア、ケニア、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ウガンダ、中央アフリカ、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、セイシェル、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ、ザイール、ジンバブエ

#### (2)カリブ諸国

アンチグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ドミニカ国、グレナダ、ガイアナ、ハイチ、ジャマイカ、ドミニカ共和国、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ

#### (3)太平洋諸国

フィジー、クリバチ、パプア・ニューギニア、ソロモン諸島、東サモア、トンガ、ツバル、バヌアツ

### 2. 南米諸国及びアジア諸国(協力プログラムによる)

#### (1)南米諸国

アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、エルサルバドル、エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラ

#### (2)アジア諸国

アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、ビルマ、ブルネイ、カンボジア、中国、北朝鮮、韓国、インド、インドネシア、ラオス、マカオ、マレーシア、モルジブ、モンゴル、ネパール、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、台湾、タイ、ベトナム

### 3. 地中海沿岸諸国(欧州・地中海協力のパートナーシップ)

アルジェリア、キプロス、エジプト、イスラエル、ヨルダン、レバノン、マルタ、モロッコ、シリア、パレスチナ自治区、チュニジア、トルコ

### 4. 中東欧諸国(Phare プログラムに資格あり)

アルバニア、ブルガリア、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、チェコ共和国、スロバキア共和国、ルーマニア、スロベニア

### 5. 体制移行国(Tacis プログラムに資格あり)

アルメニア、アゼルバイジャン、ベルラーシ、グルジア、カザフスタン、キルギス、 moldova、ウズベキスタン、ロシア、タジキスタン、トルクmenistan、ウクライナ

### 6. EU

ドイツ、オーストリア、ベルギー、デンマーク、スペイン、フィンランド、フランス、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、イギリス、スウェーデン

表4-3 EU の主な分権型協力支援プログラムの概要

プログラム	支援対象機関	活動の範囲	必要な条件	資金の条件
<b>アフリカ、カリブ、太平洋諸国(ACP)</b> 担当:DG VII 開発 「小規模実施」または「分権化協力」	ACP 諸国の地方の公的・私的機関	・開発のための分権型イニシアチブの支援 ・地方分権への支援 ・地方の機関の強化	・住民の参加 ・国家プログラムとの整合	助成金（小規模実施） ・最大 75 % ・最大 30 万 Ecus
<b>アジア、南米諸国</b> 担当:DG 1B 対外関係 国毎に決められた活動	南米諸国及びアジア諸国の地方の公的・私的機関	すべての分野	EU の受益国に対する援助方針に整合	助成金
<b>地中海域外国</b> 担当:DG 1B 対外関係 Med Urbs / Peace Urbs	EU 加盟国及び地中海沿岸諸国の地方自治体団体ネットワーク	都市開発：プロジェクト形成、経験の交換、ノウハウの移転	パートナーシップ：地中海諸国一つの自治体と EU の二つの国二つの自治体	助成金 最大 80 %
<b>中東欧諸国及び体制移行国</b> 担当:DG 1A 対外関係 Phare 及び Tacis	国及び地方レベルの公的機関及び民間機関（企業とコンサルタントによる実施）	経済再建への支援：技術支援、始業への信用貸、プロジェクト形成等 (Phare) 相談、プロジェクト形成、組織への支援等 (Tacis)	国家プログラムとの整合	融資 5 万 Ecus 未満：随意契約 5 万 Ecus 以上：入札
<b>欧洲</b> 担当:DG XVI 地域政策・統合 EU 行動計画(Interreg)	EU 地域の内部及び外部の地域	・開発に関する越境プログラム ・市町村組織の配置 ・ネットワークの形成	関係国の承認	助成金（外部の国については、別途の文書で規定）
<b>FEDER 第 10 条 域内地域間協力(Recite)・ 域外(Ecos/Ouverture)地域間協力</b>	市町村または地域	地域開発：ノウハウの移転、プロジェクト形成、鑑定	EU 加盟国の 3 カ国以上（外部との協力の場合は、外部の 1 ケ国以上）の 3～7 のパートナー	助成金 50～75 %
<b>Pacte</b>	市町村または地域	経験の交換	3 ケ国以上の EU 加盟国の地方自治体	助成金 ・ 50～75 % ・ 最大 10 万 Ecus

表4-4 EUの国際協力の財政的手段

EUの予算	欧洲投資銀行(BEI)	欧洲開発基金(FED)
開発途上国、中東欧諸国、体制移行国	欧洲	すべての地域
<p>域外諸国ための配分 開発途上国（南米諸国、アジア諸国、地中海沿岸諸国）、中東欧諸国、体制移行国への援助</p> <p>資金 EU加盟国の義務的分担金</p> <p>関与 以下による譲渡性の補助金 -二国間協定（南米諸国、アジア諸国、地中海沿岸諸国、中東欧諸国、体制移行国） -協力プログラム（同上） -非政府機関の活動の支援予算（すべての地域） -人道援助</p>	<p>構造基金の配分 経済的・社会的統合の強化及び開発格差の解消という一般的目的の範囲内における地域間協力及び越境協力への支援</p> <p>資金 EU加盟国の義務的分担金</p> <p>協力のための関与 以下による譲渡性の補助金 -EUのイニシアチブによるプログラム（Interreg等） -パイロットプロジェクト</p>	<p>域外諸国ための配分 開発のための投資（資金協力） 域外諸国ための BEI 資金の約5%に相当する BEI による関与</p> <p>資金 -EU加盟国による資本拠出 -国際市場での資金調達 -前借り金の償還 -欧洲開発基金の資金</p> <p>域外外国ための関与 借入金、金利の割り引き、リスク資本の売買</p>
		<p>配分 ロメ協定の範囲内で交渉された援助</p> <p>資金 加盟国の任意拠出</p> <p>関与 譲渡性の補助金</p>

### (3) 地中海沿岸域外諸国

1995年の欧州・地中海沿岸会議のバルセロナ宣言によって採択された「欧州・地中海沿岸パートナーシップ」は、EUのパートナーとして考えられている地中海地域の近隣諸国との協力のグローバルな枠組みの基礎となっている。欧州・地中海沿岸諸国の協力の枠組みの中で、地方自治体、NGO、大学、企業等による協力の支援を目的とした分野別の多くのプログラムが実施されている。これらのプログラムは、知識や技術の交換を促進することを目的としたネットワークによる協力を支援するものである。

### (4) 南米諸国及びアジア諸国

南米諸国及びアジア諸国への援助は、70年代に開始された。この援助は、今日では、南米及びアジアの開発途上国との資金・技術援助及び経済協力に関する理事会規則EEC 443/92をもとに実施されている。これは、①住民及び最貧国ための開発の援助及び②成長の可能性の高い国・地域との経済協力を二つの柱としている。

南米諸国との協力については、欧州委員会は、1995年12月にURB-ALプログラムを採択し、1996年6月に公表した。このプログラムの目的は、会議、交流、知識やノウハウの移転を通じて地方の参加者の間の直接の持続的なパートナーシップを形成することである。このパートナーシップは、欧州と南米との間の協力により成果が期待できる共通の関心のテーマについて、二つの地域の市町村や地方コムューンからなるネットワークの創設を支援するものである。

アジア諸国との協力については、欧州委員会は、1997年7月にクアラルンプールで開催された「南南市長会議」において、Asia Urbsプログラムの創設を公表した。このプログラムは、欧州と南アジア及び東南アジアの地方自治体との間の新たなリンクを構築するとともに、既存のリンクを強化するという欧州委員会のコミットメントを反映するものである。このプログラムの中核的活動は、地方自治体間の直接の協力である。Asia Urbsプログラムは、現在、実施の準備が整った段階にある。

### (5) EU域内・域外の地域・都市間協力

構造基金の一つである欧州地域開発基金(ERDF)による欧州内の地域及び都市の間の国境を越えた協力を支援するプログラムであり、EU内の調和のとれた均衡ある発展に配慮して、特に発展の遅れた地域の振興を図るための政策である。第一段階が終了したのち、これらのプログラムは統合され、中東欧諸国や地中海沿岸域外国、体制移行国に対しても徐々に開放されてきている。

#### 4.1.3 欧州連合と分権型協力

##### (1) 開発途上国との分権型協力

開発途上国との協力の分野においては、EUは分権型協力に特定の地位を与えている。この協力では、地方の関係者のイニシアチブが重要視されている。

分権型協力プロジェクトは、相手国の方の関係者によって担われるプロジェクトである。必ずしも、欧州の方の関係者とパートナーシップの関係があるわけではない。

欧州の団体と海外の団体との間の協力の場合には、EUの資金は南のパートナーに直接与えられる。南のパートナーは、実施のために欧州のパートナーを求めることができる。分権型協力活動への支援を受けるためには、当該活動が受益国が定めたプライオリティに応えてEUが定めた方向に合致したものでなければならない。

分権型協力プロジェクトに対しては、各地域を対象とした協力基金から資金が出される。アフリカ諸国、カリブ諸国及び太平洋諸国については欧州開発基金から、その他の国々については、EUと受益国との間で署名された合意文書をもとにEU予算から支出される。

さらに、特に開発途上国との分権型協力への支援を行うために、欧州委員会は、奨励的予算を確保している。この予算は、プロジェクトの準備段階（プロファイ、フィージビリティスタディ等）のため利用することができる。

## (2) EU域内における分権型協力

欧州の政策は、地方自治体、特に地域（regions）に時とともにより大きな地位を与えていた。地域間の格差を解消するという目標がローマ条約に規定されたことにより、地域の問題が徐々に認められるようになり、地方自治体がEUのプログラムの実施に参加するようになった。1989年の構造基金の改革とともに、地方自治体は、地域政策のパートナーとなっている。

EUの条約は、地域委員会を創設することによって、地方当局がEUの意思決定に影響力を行使することを認めた。地方自治体間の協力は、EU内の統合を強化する手段として考えられている。EU域内の都市や地域の間の協力への支援は、基本的に構造基金の一つである欧州地域開発基金によって資金が提供されている。

## 4.2 欧州連合の協力プログラム

### 4.2.1 アフリカ、カリブ及び太平洋諸国

1991年1月1日に発効した第4次ロメ協定は、欧州連合とアフリカ、カリブ及び太平洋諸国（ACP諸国）の70ヶ国を結びつけている。10年間継続するこの協定は、第3次までの協定の延長上有る商業的、技術的及び財政的な協力の手段を用意している。

1991-95年の期間、ACP諸国との協力の予算は、欧州開発基金（FED）と欧州投資銀行（BEI）を合わせて121.4億Ecusであった。1996-2000年には、この金額は149.65億Ecusに増加することになる。

### (1) ロメ協定と分権型協力

第4次ロメ協定には、分権型協力プロジェクトへの支援が明確に定められており、あらゆるレベルの地方団体がプロジェクトへの助成金にアクセスできるようになっている。こ

これらのプロジェクトは、欧州委員会と関係国との協議で策定した国レベルのプログラムの範囲に含まれなければならない。これには、「小規模実施プログラム」と「分権型協力プログラム」の二つがある。

ロメ協定に定められた分権型協力のイニシアチブへの支援は、次の目標に従う。

- 開発プログラムに直接関係する住民の参加を奨励する
- 地域の能力に合ったニーズに対応すること
- 地方組織の活動の能力を強化すること
- 下からの民主化に寄与すること

## (2) 実施の原則

### ①対象団体

EUは、ACP諸国との協定の範囲内で、分権型協力のイニシアチブへの支援の政策を策定している。分権型協力へのEUによる支援を受けるためには、国の当局の同意が必要である。分権型協力への支援のためのEUの助成を受けるのは、主としてACP諸国の地方の団体である。これらの団体としては、次にプライオリティを置いている。

- 地方当局
  - 協会、地方団体、NGO
  - 生産活動に関する組織やネットワーク（自由に設立される労働組合及び協同組合）
- プロジェクトは、欧州の団体とのパートナーシップのもとに申請することができる。

### ②受給資格

プロジェクトは、地域を代表する責任のある組織が中心となって、地域の参加が得られるものでなければならない。プロジェクトの発掘と実施の際に関係住民を巻き込むことが必要である。国家の管理政策に関するプロジェクトは原則として除かれる。

### ③融資の条件

助成を申請するプロジェクトは、地方のニーズに対応したものであるべきであり、地方の団体に運営が委任されるものでなければならない。助成金は、欧州開発基金により、次の条件で提供される。

- 「小規模実施プログラム」においては、各プロジェクトは、最大30万Ecus、総額の75%以下の助成金を受けることができる。
- 「分権型協力プログラム」においては、金額に関しては特別の条件はない。しかし、南北パートナーシップの場合には、欧州のパートナーの分担金が必要である。資金の受け取り団体は、資金またはin kind（人的、物的等）の貢献を行うことが必要である。

### ④運用及び手続き

プロジェクトは、関係ACP諸国のEU代表部または対応するプログラムを担当している「プロジェクト・ユニット」に提出しなければならない。プロジェクトを欧州のパートナ

ーが提出する場合には、補助金の申請書類は欧州委員会本部に送付することができる。

EU代表部は、パートナー探し、地域のニーズの洗い出し、プロジェクトの組み立て等のプロジェクト形成を支援する。EU代表部は、次のことを考慮に入れた意見をまとめる。

- 地域の状況を踏まえたプロジェクトの妥当性
- 当該組織のプロジェクト実施能力
- プロジェクトのEUの協力政策及び国家当局による政策との整合性

分権型協力のプロジェクトの助成の申請はすべて、EUと受益国政府との間の協定に従う。いったんプロジェクトが認められると、技術的・財政的調査は、関係国の欧州委員会代表部によって保証される。

#### 4.2.2 地中海沿岸域外国

EUの地中海沿岸域外国との協力政策は1995年に策定された。バルセロナ宣言によって採択された「欧州・地中海沿岸国パートナーシップ」は、EUとそのパートナーとの協力の強化・拡充の基礎を築いた。

1995-99年の欧州一地中海沿岸の協力には、次の分野への支援として、46.85億Ecusが割り当てられている。

- 経済体制移行への支援
- 社会・経済の安定のための支援
- 地域統合の支援

この分野の中で特に地方団体間の協力の支援を目的とした分野別の多くのプログラムが実施されている：

- Med プログラム (Med Urbs、Med Média、Med Campus、Med Invest、Med Techno、Med Migration)
- Peace プログラム (Peace Urb、Peace Campus、Peace Media、Peace Invest)

これらのプログラムは、すべて同じ原則、すなわち、知識と技術の交換の促進を目的としたネットワークによる実施の形をとっている。ネットワークの構成団体は、EU加盟国及び地中海沿岸域外国の地方自治体、NGO、大学、企業等である。特に、Med UrbsとPeace Urbには地方自治体が関係している。

地中海南部との関係を担当している対外関係総局(DG1B)は、これらのプログラム全体の財政的管理及び各プログラムに対する技術支援を外部の機関に委託している。この体制全体が1996年現在再編されつつある。

##### Med Urbs プログラム

このプログラムは、1992年に開始され、以来、絶えず強化されてきた。1996-97年に2200万Ecusが割り当てられている。

##### (1) 目的

このプログラムは、都市の管理と開発に関してEUと地中海沿岸域外の地方自治体の間の交流と協力を促進し、支援することを目的としている。プロジェクトは、地中海沿岸域外の地方自治体のニーズに対応したものでなければならず、次の分野で地方の能力を高めることに寄与しなければならない。

一都市計画

一都市における社会経済開発

一都市環境

このプログラムにより供与される助成金は、次のことを目指している。

一地方自治体の環地中海協力ネットワークの創設または強化

一既存のネットワークの中での、都市開発に関するノウハウの移転及び地方自治体の能力の向上に寄与するような協力活動の支援

このプログラムの試験段階（1992-93年）の間に22のネットワークが形成された。1995年には、48ネットワークが形成され、275自治体が参加している。

## (2) 実施原則

### ①受益者

このプログラムで供与される補助金は、地中海沿岸域外及びEU加盟国それぞれの2以上の地方自治体が参加しているネットワークを対象としている。1995年以降、参加自治体数は原則4自治体とし、一定の場合には、6自治体とすることができる。

### ②受給資格

ネットワークの協力プロジェクトは、関係地方団体が関心をもつテーマで、地中海沿岸域外の住民のために実施されなければならない。プロジェクトは、市の職員によって監督され、運営されなければならない。市のグループの形成、監査、経験の交換、ノウハウの移転、セミナー、討論会等種々の活動がある。

### ③助成条件

EUの助成金は、無償資金の形で、プロジェクト全体予算の80%まで提供することができる。欧州委員会は、毎年更新可能な年間の分担金を保証する。この分担金は、ネットワークの活動と運用、運営管理や会計管理の費用、技術的・方法論的調査をカバーすることができる。

### ④運営と手続き

各プロジェクトは、DG1Bの当該地域担当課に提出しなければならない。欧州委員会は、専門家の意見を聞いてプロジェクトを選定する。

## Peace Urb プログラム

Medプログラム群から得られた経験をもとに、EUは、中近東の平和プロセスの中で地

方自治体がより活発な役割を果たすことを奨励してきた。これが Peace Urb の方向であり、分権型協力の枠内で都市開発のスキームを促進するための都市ネットワークの創設を支援することを目的としている。

1993 年のカイロ会議の中で 4 つの最初のネットワークが生まれた。それらは、エジプト、占領地域、イスラエルおよび EU の地方自治体を集めたものである。各ネットワークは、4 つのパートナーからなっており、欧州の一つの都市によって運営される。

- バーミンガム（英国） 産業開発
- ボローニャ（イタリア） 都市計画
- クルーソ・モンソー・レ・ミヌ（フランス） 廃棄物処理
- コルドバ（スペイン） ツーリズム

#### 4.2.3 中東欧諸国及び体制移行国

EU の中東欧諸国及び体制移行国への技術的・財政的援助の政策は、対外関係総局 (DG1B) の二つの大きなプログラムに集約されている。

—中東欧諸国を対象とする Phare プログラム

—体制移行国及びモンゴルを対象とする Tacis プログラム

これらのプログラムの目的は、これらの国で進行中の経済的・社会的改革（市場経済の発達及び私的経済活動に適した制度環境の創造）を支援することである。Phare と Tacis は、市民社会の構築及び非営利組織の強化への支援並びに人道援助活動も支援する。

これらのプログラムは、主として企業や調査機関を対象として入札によって運営されているが、地方自治体や NGO が協力プロジェクトを提案することも可能である。

1990 年と 1994 年の間に、欧州委員会は、中東欧諸国及び体制移行国に総額 158 億仏 フランを供与した（欧州投資銀行による援助を含む）。

EU 加盟国と中東欧諸国の地方自治体の間の協力への支援を目的とした特定のプログラム (Ecos/Ouverture) は、地域政策・統合総局 (DGXVI) により実施されている。

#### Phare プログラム

このプログラムは、1989 年にハンガリーとポーランドで進行中の経済・社会の改革を支援するために開始された。1990 年にはすべての中東欧諸国に開放された。Phare プログラムの予算は 1995 年には 11 億 Ecus であった。

##### (1) 目的

このプログラムの目的は、経済・社会を再構築する努力を支援するために、中東欧諸国に技術的・財政的援助を行うことである。このプログラムは、市場経済に適した行政的、規制的、財政的及び商業的環境の創造を促進するとともに、立法、司法及び制度の整備を支援する。

## (2) 実施原則

### ①受益者

受益国の国の当局が、Phare のプロジェクト及びプログラムのイニシアチブを取らなければならぬ。EU及び受益国の企業または調査機関は、プログラムの実現を確保する。

### ②受給資格

Phare の第一のプライオリティは、市場経済の基礎を築き、発展させることである。関係分野としては、次のものがある。

—農業

—人道援助

—民主化

—教育、職業教育、研究

—雇用および社会セクター

—企業（リストラ、私有化、中小企業支援）

—環境及び原子力安全

—インフラ（エネルギー、輸送、通信）

—財政セクターの近代化

—制度改革及び行政

—保健

—科学技術

また、Phare プログラムでは、次の 4 つの形の活動を優先している。

—専門家及びコンサルによる技術支援

—製品、原料、設備の調達

—経済活動の発展のための信用供与

—教育プログラムの実施

### ③運用と手続き

各国では、国のコーディネーター（一般には、ある省庁）がプログラムの計画、作成及び実施を監視する。

EUと受益国の国当局は、国のコーディネーターを通じて、指標となるプログラムを策定する。これにより、Phare の資金配分のプライオリティ分野を決定する。これを基礎に、分野別プログラムが定義される。

プロジェクトの実施は、受益国または他の国企業等に委託されるが、それらは原則として入札により選定される。

各プロジェクトの実施は、一部は受益国の公務員、一部はコンサルで構成されるアドホックな組織である「プロジェクト管理ユニット（PMU）」によって管理される。

関係国にある欧州委員会代表部は、これらの各段階で密接に関わる。

## Tacis プログラム

1991 年に設立された Tacis プログラムは、体制移行国とモンゴルへの技術的・財政的支援プログラムである。E C 理事会規則 2053/93 (1993 年 7 月 19 日) は、このプログラムの目的及び運営方法を規定している。1995 年には、特に都市間交流に基づく補完的プログラムとして「Tacis City Twinning」プログラムが開始された。1995 年の Tacis プログラムの予算は 501 百万 Ecus であった。

### (1) 目的

Tacis は、体制移行国による市場経済と民主主義社会に適した条件の確立を支援することを目的としている。Tacis は、関係国の組織と E U の同様の組織との間の協力関係の基礎を築くこと、つまり、社会のすべての階層でのパートナーシップ及びネットワークの創設によって、経験や専門的知識の交換を促進することを目指している。

Tacis は、持続的なつながりを確立することを希望する欧州のパートナー（学校、都市、N G O 、民間企業）を求めている。

### (2) 実施原則

#### ①受益者

プロジェクトの提案は、体制移行国の最終受益者（国または地方レベルの公的組織及び民間組織）によって提出される。

#### ②受給資格

Tacis は、関係国とともに、次の 7 つのプライオリティ分野を定めている。

—国営企業のリストラ及び民間部門の育成

—農業

—インフラ、エネルギー、通信及び運輸

—原子力安全及び環境

—行政改革

—社会サービス

—環境

Tacis は、技術援助プログラムであるが、支援の範囲は知識の提供である。Tacis は、次の手段により活動を実施している。

—政策に関する相談、相談と専門的知識のサービス、職業教育、研究の提供

—パートナーシップとネットワーク、姉妹都市、パイロット・プロジェクト

#### ③運営とプログラム

各国では、国のコーディネーター（一般には、ある省庁）がプログラムの計画、作成及び実施を監視する。

E U と受益国の当局は、国のコーディネーターを通じて、指標となるプログラムを策定

する。これにより、Tacis の資金配分のプライオリティ分野を決定する。これを基礎に、複数国の詳細な活動プログラムが定義され、国、地域または欧州委員会によって承認される。

各パートナー国は、Tacis と連携して、国の行政機関の代表及び外部の専門家から構成され、国のコーディネーターによって監査される「調整ユニット」を設立している。調整ユニットは、プライオリティを見出し、申請を受理及び評価し、プロジェクトの実施をフォローアップする。

パートナーとなる各国の欧州委員会代表部は、これらの各段階で密接に関わる。

#### 4.2.4 南米諸国及びアジア諸国

E Uの南米諸国及びアジア諸国との関係は、分権型協力に関しては、ACP 諸国や地中海域外国との関係に比べて十分ではない。しかし、変化が進行中であり、プログラムが次第に整備されつつある。

全体として、南米及びアジア諸国との協力の政策は、1992年2月25日のEEC規則443/92に明らかにされ、住民及び最貧国のための開発への援助及び成長の可能性の高い国・地域との経済協力が二つの柱となっている。さらに、環境というテーマが非常に重要となっている。

90年代のはじめに、E Uは30ヶ国以上の南米・アジア諸国の開発に対して29億Ecus支援した。それにBEIの貸付けで750百万Ecusが加わる。

##### (1) 目的

EEC規則は、協力政策の大きな方向を明らかにしており、次の分野に重点を置いている。

- 人権の向上
- 民主化プロセスの支援
- 効率的かつ公正な管理
- 貿易の自由化
- 環境の保護

##### (2) 受益者

EEC規則の第3条は、財政的・技術的援助及び経済協力を受ける資格がある組織を特定しており、国及び地域のほか、受益者およびパートナーとなれる組織として次のものを掲げている。

- 分権化された行政
- 地域組織
- 公的機関
- 地域及び伝統的コミュニティ
- 民間の機関（協同組合及びNGOを含む。）

### (3) 分権型協力プログラム

EUは、欧州諸国と南米・アジア諸国の地方自治体間の協力を支援する特定のプログラムも実施している。例えば、1993年1月に開始された「都市環境協力プログラム」(MECP)である。10年間のこのプログラムは、欧州の都市から南米・アジア諸国の都市に都市環境の管理（水、アセスメント、廃棄物、大気汚染、エネルギー）に関するノウハウの移転を奨励するものである。MECPは、この枠組みに入り、パートナーの都市に技術支援を行う活動を助成する。姉妹都市開発機関(UTDA)がこのプログラムの実施機関となっている。

最近、分権型協力に関する新しいプログラムが開始されている。南米諸国を対象とした「URB-AL プログラム」とアジア諸国を対象とした「Asia Urbs プログラム」である。また、中国を対象とした「EU・中国地方自治体連携プログラム」も開始されている。

#### URB-AL プログラム

URB-AL プログラムは、EU及び南米の市町村、地域その他の地方団体に適用される分権型協力の水平的(horizontal)なプログラムである。

このプログラムの目的は、会議、交流、知識やノウハウの移転を通じて地方の参加者の間の直接の持続的なパートナーシップを形成することである。このパートナーシップは、欧州と南米との間の協力で成果が期待できる共通の関心のテーマについて、二つの地域の市町村や地方コミュニーンで構成されるネットワークの形成である。

1995年12月に、URB-AL プログラムは欧州委員会で採択された。公式の発表は、1996年6月7日に、欧州及び南米の自治体の代表者や都市問題の専門家の出席のもとに、ナポリで行われた。

URB-ALは、支援組織や運営規則の確立に必要な時間を考慮にいれると、1997年前半の終りには実施段階に入る見込みである。支援組織は、「ハイレベル技術委員会」及び「外部事務局」となろう。

#### (1) プログラムの活動

URB-AL の実施期間である今後4年間に見込まれる活動は、主として次の活動からなっている。

- 欧州及び南米の都市の市長や代表との2年に1回の政治的、技術的会議の組織
- 二つの地域のコミュニティの参加を得て、8つの分野別ネットワークの組織。これらのネットワークは、都市・地域問題に関連したテーマについての活動の枠組みの中にある。

#### (2) 分野別ネットワーク

URB-AL プログラムは、分権型協力のシステムの確立を促進する観点から、地域コミュニティのネットワークを構築することを基礎としており、選定されたテーマについてのセミナーを開催して議論を行い、共通関心のプロジェクトについてのネットワークの構築を要請するという方法をとる。

共通関心プロジェクトは、ネットワークのコーディネーターとなる中心都市によって欧州委員会に提出される。従って、各ネットワークの管理は、当該都市または当該イニシアチブを発案した他の地方コミュニティによって行われる。共通関心プロジェクトは、セミナーの時にパートナーによって定められた活動から構成され、特に、専門家の交換やパイロットプロジェクトにつながることとなる。当該プロジェクトは、既存のプログラムや他のEUのプログラムの資金提供の範囲内で、EUから資金支援を受ける。

欧州委員会は、関係機関との協議ののち、ネットワークのテーマを定義し、最初の二つのセミナーを組織する都市を選定した。これは、最初の二つのネットワークが正しく構築されることを確保し、プログラムのフォローアップの適当な方法を開発するためである。

最初のネットワークは、「都市と薬物問題」に関するものである。薬物の消費の防止と薬物乱用者の治療の問題における地方コミュニティの役割に取り組む。欧州委員会は、サンチャゴ・ド・チリ市にこのセミナーの運営とネットワークの組織化の責任を与えた。セミナーは、1997年の後半に予定されている。

第二のネットワークは、「都市の歴史の保全」のテーマを扱う。ここでは、広い意味での父祖伝来の財産の問題全般を扱う。ビ첸ツア市 (Vicenza) がネットワーク活動の運営責任者である。このセミナーは、1998年の前半に開催される予定である。

欧州委員会は、他の6つの提案を地方コミュニティに委ねている。ネットワークとトピックスの提案の選定クライテリアは、ハイレベル技術委員会と協議して確立される。さらに、欧州委員会からの財政支援を受けるプロジェクトは、伝統的なクライテリアに従い、特に地域的な均衡を考慮して選定される。

### (3) ハイレベル技術委員会

ハイレベル技術委員会は、EUと南米の都市問題と協力の専門家8名から構成される。この委員会は、トピックスや参加者を見出し、提出されたプロジェクト提案を評価するうえで、欧州委員会への助言者となる。第1回の委員会は1996年12月11日にブランセルで開催され、残りの6ネットワークのテーマが次のように決められた。

- 3 都市におけるデモクラシー
- 4 経済開発の促進者としての都市
- 5 都市の社会政策
- 6 都市環境
- 7 都市化の管理と規制
- 8 都市モービリティ

ネットワーク3、4、5については、1997年3月26日にOfficial Journalに提案の申請が公示された。締め切りは、1997年6月12日で、欧州113、南米179の292の地方団体から提案があった。

ネットワーク6、7、8については、1998年の第一四半期に提案募集が出される予定である。

#### (4) 申請の手引き

##### 第1段階 ネットワークの設立と組織化

###### ①パートナー

- EU加盟国の都市及び地方当局
- 18の南米諸国の都市及び地方当局

###### ②ネットワークパートナーの数

暫定：提案募集が始まったとき、関係都市は、少なくとも2つの欧洲パートナーと3つの南米パートナーからなるネットワークを設立し、どのようにして必要な数の確定的なパートナーを集めるつもりかについての説明が要求される。

確定的：10の短いリストの調整役の都市は、50～150のパートナーからなるネットワークを提出することが要求される。

最低：20EUと30南米

最大：60EUと90南米

###### ③選定クライテリア

候補者の財政的、技術的、職業的能力が考慮される。

###### ④活動

###### —ネットワークの組織に関する主要課題

ネットワークのメンバーの間のコミュニケーションを管理するための調整事務所の設立。パートナー間の作業会合の組織。ネットワークのテーマについての基本文書の作成に責任を負う専門家のプールの設立。

###### —セミナーの組織に関する主要課題

ネットワークのテーマについての基本文書の作成、公表、配布。セミナーのロジ。

###### ⑤予算と期間

欧洲委員会は、セミナー及びネットワークの組織の総費用の70%まで助成できる。予算総額は35万Ecusである。EUの資金によってカバーされる活動の期間は3年間である。

##### 第2段階 共同プロジェクトの策定と実施

共同プロジェクトは、テーマ別ネットワークの枠内で行われる。プライオリティはネットワークのメンバーに与えられるが、新たなパートナーの参加も可能である。パートナーの数は5から25までありうる。

共同プロジェクトでカバーされる活動は、次のものがある。

—地方自治体の組織能力の向上

—都市の行政の透明性を高める

—地方自治体と市民社会（企業、協会等）との協力

—開発における地方コミュニティの役割の強化

—専門家の交流

プロジェクトは次の事項をもとに選定される。

—パートナーの適格性

—ネットワークのテーマと目的の整合性

—パートナー間の効果的かつバランスのとれた協力の存在

—インパクト及び持続可能性

共同プロジェクトへの資金提供は、特定の規則に従う。欧州委員会は、活動のタイプによるが、共同プロジェクトの全費用の50%まで資金提供する。最高は5万Ecuである。各ネットワークにおける共同プロジェクトのための全予算は70万Ecuなので、ネットワーク毎に約20プロジェクトとなろう。一定のプロジェクトについては、他の利用可能な基金から資金提供を受けることが可能である。

### Asia Urbs プログラム

分権型協力プログラムとしての Asia Urbs は、欧州と南アジア及び東南アジアの地方自治体との間の新たなリンクを構築し、既存のリンクを強化するという欧州委員会のコメントメントを反映するものである。

Asia Urbs プログラムは、1997年7月3-4日にクアラルンプールで開催された「南南市長会議」において公表された。このプログラムは、現在、実施の準備が整った段階にある。

このプログラムは、欧州委員会の「新アジア戦略（New Asia Strategy）」の以下の目標の達成に寄与する。

—EUの利害が十分に考慮されることを確保するために、EUのアジアにおける経済的プレゼンスを強化すること

—経済協力の十分なかつ一層の目標を定めた活用を強調しつつ、より事前行動的な戦略を採用すること

—開発協力を通じてアジア諸国の貧困緩和の努力に寄与すること

このプログラムは、社会開発や経済的に持続可能な開発を支援し、民主主義や人権を強化するというEUの一般的協力戦略に適合している。都市問題の解決には、国レベルで開始されたプロジェクトを補完する想像力に富む開発イニシアチブが必要である。こうしたイニシアチブは、南アジア及び東南アジアの諸国の社会的、経済的発展を促進するための地方の草の根、地方組織及び国の間の新たなタイプのパートナーシップを含んでいる。

#### (1) プログラムの目的

—アジアの都市環境の改善

—EU及びAsia Urbs 地域の地方コミュニティとの間のリンクの創造または強化

—パートナーの都市開発能力の動員及び強化

—両サイドの公的及び民間のパートナーを巻き込んだ持続可能な活動の促進

—この種の協力のポテンシャルや機会についての情報や意識の向上

## (2) プログラムの特徴

このプログラムの中核的活動は、地方自治体間の直接の協力である。これは次のような新しい特徴を有している。

- 市民社会の関与により、より正確なニーズの評価やより絞った受益者が得られる：インフラ整備のために地域の企業からの資金を得ることが可能になる。
- このプログラムの枠内で実施されたプロジェクトの多くは、比較的小規模なものとなる。このプログラムの成果の一つは、各国の援助機関や国際的な援助機関に対するプロジェクトへの資金援助の申請書類の作成のノウハウを移転することである。
- プロジェクトが終了するときに水平的アプローチが生まれれば大きな成果である。分権型協力の過去の経験では、欧州のカウンターパートは、業務としてのコンタクトが終了しても一般に協力関係を保ち、継続的な交流のために自治体の中核的な責任の分野を提案する。これには、地方行政の改善、組織の能力、都市サービス等がある。

## (3) プライオリティ

都市間国際協力の経験によれば、持続的なリンクが出来上るのは時間の問題であり、関係者の政治的コミットメントの問題である。このため、このプログラムでは、実施期間と関係者が見込んでいる目標に合致した協定、覚書や契約への署名には、（欧州及び南アジア・東南アジアの）地方自治体のトップを巻き込むこととしている。この観点からはプロジェクトの実施期間中に十分な成果が出るような活動を提出することが必要である。

次のような活動にプライオリティが置かれる。

- 地方自治体のネットワークを設立し、強化することを目的とした革新的な活動
- 実施の内容と提案フォームが今後役に立つようなプロジェクトデザインまたはパイロットプロジェクト
- 関係者が開発プロジェクトを形成できるように設計されたプロジェクト発掘スキーム
- 活動の実施と成果の普及のための提案

新たなプライオリティは、設立予定の 8 人の委員（議長として E C 代表、事務局として Asia Urbs Agency の代表、6 人は地方自治体の団体や独立の専門家から欧州委員会が選定）からなる Asia Urbs 運営委員会の勧告に従い、毎年設定される。

## (4) プログラムの管理

Asia Urbsにおいては、プロジェクトを技術的・財政的に支援する Asia Urbs Agency を任命する。この機関は、申請の評価、コミュニケーション戦略の実施、プロジェクト実施の監視、E C とパートナーの間の契約の作成を支援する。

欧州委員会は、プロジェクトの選定、戦略的アプローチ、地方自治体団体から構成される欧州運営委員会の支援を受ける。運営委員会は通常年 2 回会合する。

## (5) 資金提供申請の資格

当該国で法的地位を有する欧州及びアジアの地方自治体が資金支援の申請を行う資格がある。最も高い意思決定レベルでの国際プログラムへの参加についての財政負担に関する情報が求められる。

プロジェクトの提出は、EUのOfficial Journal や Asia Urbs Newsletters に掲載される募集要項に従い行なうことが要請される。

地方自治体は、契約によるプロジェクトの適正な実施について欧州委員会に対して責任を負う。地方自治体は、契約のもとで予見されるすべての財政的、人的、物的リソースを動員する責務を有する。各プロジェクトにおいては、参加者（地方のスタッフや組織）と目標とする受益者（都市居住者）が明確に区別されなければならない。

## (6) 欧州委員会の資金支援

### ①プロジェクト申請のための研究

Asia Urbs プログラムの目的の一つは、ノウハウの交換を可能にするとともに、欧州、南アジア、東南アジアで適用できる実際的なケースのためのプロジェクトデザインを完成することである。

このステップの後の欧州委員会及び地方自治体による共同出資は、フィージビリティスタディの実施や運営委員会の意見を聞くために提出されるプロジェクト案の作成に役立つ。Asia Urbs は、研究の全費用の 65 %まで、最大 15 万 Ecus を贈与ベースで資金提供する。資金提供には、共通の目標を共同で確認し、フィージビリティスタディの成果とプロジェクト提案を提出することについての合意の提出が必要である。当該活動の予算の見込み及び研究に関与する関係者の概略を添付しなければならない。この研究に予定される期間は、欧州委員会による補助金の承認の日から 1 年間である。補助金が承認される活動のために要した費用は、欧州委員会はカバーしない。

### ②パイロットプロジェクト

Asia Urbs は、贈与ベースでプロジェクトの全費用の 65 %、最大 50 万 Ecus まで資金提供する。各プロジェクトの期間は、すべての関係者が契約に署名した日から 2 年間である。助成金が承認される活動のために要した費用は、欧州委員会はカバーしない。

## (7) 地方自治体の資金支援

欧州、南アジア、東南アジアの地方自治体は、現金または in kind で、プロジェクト費用の少なくとも 35 %の資金を提供する。Asia Urbs の開発の進んだ国の地方自治体は、開発途上の国の方自治体よりも多くの貢献を原則行なうべきである。

## (8) 提案申請の期限

申請の提出期限は、欧州委員会の Official Journal 及び Asia Urbs Newsletter に掲示される。Asia Urbs Agency が作成する Newsletter は、欧州においては関係団体、アジアに

においては欧州委員会代表部、既存の国際ネットワーク及び地方自治体に送付される。

### **EU・中国地方自治体連携プログラム**

EU・中国地方自治体連携プログラムは、中国の経済・社会改革を支援するために欧州委員会が資金支援するものであり、地方自治体間の協力を制度化することを目的としている。EUの地方自治体は、中国の当局と直接のリンクを構築するうえで明らかに重要な役割を果たしており、このことは、彼ら自身にとっての機会を切り開くだけでなく、ビジネス、大学その他の組織が利用できるリンクを確立するための触媒として機能する。

このプログラムの特定の側面は、次の二つである。

- EUと中国の地方自治体の間のリンクを確立するために財政支援を行うこと
  - EUと中国の地方自治体が共同で実施する小規模プロジェクトを支援すること
- このプログラムは、二つの部分から構成される。

#### **(1) リンクの構築**

EUと中国の地方自治体間のリンクを確立する際の困難な点は、主として人口規模と地理的面積の相違である。この問題を最小化するために、このプログラムは、少なくとも二つの異なったEU加盟国の二つの地方自治体と一つの中国の地方自治体の間のリンクを奨励している。

このプログラムのこの部分は、このようなリンクの構築に関連した費用を補助することである。このようなリンクは、中国のパートナーとEUの地方自治体のグループのメンバー各々との間の個別の合意によって正式なものにする必要がある。

このプログラムは、連携に関連した費用（旅費、翻訳等）の75%まで、最大16,000Ecusを補助する。

#### **(2) 地方自治体の共同プロジェクト**

リンクがすでにできている場合には、EUと中国の地方自治体が彼らの適格な分野で共同プロジェクトを実施するための支援が活用できる。このようなプロジェクトの分野としては、次のものがある。

- 経済： 地域経済開発、地方企業や貿易組織とのパートナーシップ、地方の企業の振興
- 環境： リオ会議の結論（ローカルアジェンダ）、持続可能な環境計画及び開発、クリーンエネルギー
- 交通： 大量輸送システム、地方自治体に適した分野での交通インフラ
- 社会福祉： 特に地方政府における女性の役割
- 保健： 特に薬物乱用防止、医療システム、住宅管理
- 訓練・経験の交換： 国際的な連携を通じての地方自治体における訓練

このようなプロジェクトへの補助の申請は、二つの異なったEU加盟国の少なくとも二つの地方自治体と中国の一つの地方自治体をグループ化しなければならない。このプログラムでは、小規模プロジェクトの実現に関連した費用の75%以内、最大6万Ecusを助

成する。

このプログラムの提案募集は、1997年8月19日のOfficial Journalに掲載された。

このプログラムについての情報は、欧州の地方自治体（人口3万人以上）、地方自治体団体、メディア、EUのコンサルタントネットワークに送付される。同様に中国では、中国側のカウンターパートである中国海外友好協会（Chinese People's Association for Friendship with Foreign Countries）が行っている。

#### 4.2.5 欧州地域開発基金と欧州地域間協力

欧州地域開発基金（ERDF）は、EU内の経済的、社会的統一という目標を追求するための、欧州地域の社会経済開発の不均衡を是正することを目的としたEUの主要な財政手段である。ERDFは、構造基金（Structural funds）の中の4つの基金の一つであり、最大の基金である。1994-99年の構造基金の予算は、1,545億Ecus（1994年価格）であるが、ERDFにはその49.5%の760億Ecusが割り当てられている。ERDFは、構造基金の対象地域のうち、開発の遅れた地域（目標1）、産業衰退地域（目標2）、後進農業地域（目標5a）及び過疎地域（目標6）を対象としている。

ERDFの約90%は、Community Support Frameworks及びSingle Programming Documentsにおいて、加盟国とEUの間で決められた開発戦略を実施するプログラムに資金供与するために使われている。これらのプログラムは、ERDFの対象地域においてのみ実施される。

ERDFの約9%は、欧州委員会によって開始されたEUイニシアチブ（Interreg、Leader、Regis、Rechar、Resider、Retex、Konver、SME、Urban、Pesca）を支援するプログラムに資金提供する。これらのプログラムも、主にERDFの対象となる地域において実施される。

ERDFは、これらの大規模な支援のほかに、その約1%程度の資金で、革新的であるが小規模な活動への資金支援も行っている。これらは、ERDF規則第10条に規定されている研究及びパイロットプロジェクトである。これらの活動において、ERDF対象地域にプライオリティが置かれるが（全支援額の最低割り当て、より望ましいレベルの資金提供）、革新的活動は、欧州の他の資格のない地域からのプロジェクト及び団体も対象とすることができます。

最初の革新的活動は、1989-93年にわたって実施され、共同体の地域政策に新たなアプローチをもたらした。空間プランニング（欧州2000年+文書）、越境協力、都市・地域間協力ネットワーク（Pacte、Recite、Ecos/Ouverture）及び都市問題関連課題のようなテーマが研究されたり、実験されたりした。

これらの活動の革新的性格は、その目標だけでなく、地方及び地域当局並びに広範な経済・社会の主体をつなぎ合せることによりパートナーシップを育てたことにある。

ERDF第10条のもとに実施された研究及びパイロットプロジェクトの予算は、1989-93年には3億2600万Ecusであった。これに、欧州議会からの追加資金（Pacte予算）が付

け加わっている。

新しい期間（1995-99年）では、4つのテーマにグループ分けされている活動に対する第10条予算は4億Ecusに増加している。

- 地域間（EU域内及びEU域外）協力（180百万Ecus）
- 地方・地域開発のための技術革新（90百万Ecus）
- 空間プランニング（45百万Ecus）
- 都市政策（80百万Ecus）

### EU域内地域間協力(Recite)

#### (1) 目的

- 将来及び既存の協力ネットワークに不利な立場にある地方団体が参加することにより、経済的、社会的統合を強化する。
- 地方団体や開発機関によるノウハウの獲得を促進する。
- EUの各地域で役割を果たす専門家のセンターを創設する。
- 地方自治体に欧州のアイデンティティ感覚を養成する。

#### (2) 活動分野

- 先進地域と開発途上地域の間でのノウハウの移転の分野では、活動は、公共及び民間のセクター間のパートナーシップを通じた地方行政や地方開発技術の近代化を含む。
- 共通の関心のプロジェクトの実施の分野では、活動には、地方の内生のポテンシャルを高めること、中小企業の欧州市場へのアクセス、革新を促進する地域パートナーシップの構築、中小企業及びその国際化に利用可能な共通サービスの改善を含む。
- 他の共同体の政策を補完する分野では、最初の提案募集においては、環境、研究またはエネルギーに関するものを含む。

#### (3) 対象グループ

EU地域の地方・地域当局。当局の長が他のパートナーを代表してプロジェクトを提出する。経済、社会分野の代表的な組織がプロジェクトに関わることが望ましい。各プロジェクトは、少なくとも3つの加盟国からの、少なくともその3分の1は目標1または目標6の地域からの3~7の地方当局からパートナーによって提出されるべき。

#### (4) 予算

最初の提案募集においては、全体予算は3,000万Ecusである。欧州委員会の寄与は、目標1及び6の地域においては予算の75%まで、その他の地域においては50%までとなっている。各プロジェクトに対する欧州委員会の寄与は、100~300万Ecusである。

#### (5) 期間

各プロジェクトは、最大2~3年で完了。

## (6) 提案募集時期

提案募集は、1996年1月の終わりに Official Journal に掲載。あと二回の募集は、1997年前半と1998年前半に行われ、それぞれ4,000万Ecusの助成が行われる。

## EU域外国との地域間協力(Ecos/Ouverture)

### (1) 背景

ベルリンの壁の崩壊の後、欧州委員会は、EU諸国と中東欧諸国の都市や地域の間の地域間協力を促進することを決定した。EU域外との地域間協力への支援は、広い意味での欧州の異なった部分の間の統合を助け、共同体に隣接する地域への協力の新たな機会を提供している。このイニシアチブに含まれる地域は、地中海沿岸域外国、バルト諸国及び体制移行国に拡大される。また、中東欧諸国に対しては、対外関係総局が追加的な資金支援を行っている。

### (2) 目的

- 将来の東西及び南北の協力ネットワークにおいて開発の遅れた地域からの地方団体の参加を通じて経済的・社会的統合を強化する。
- 東欧諸国の地域当局の経済的・政治的移行を支援する。
- 非EU諸国の地中海諸国及び東欧諸国における地方及び地域当局による地域開発及び地方・地域行政の近代化に寄与する。
- 地方・地域の団体によるノウハウの獲得及び専門的知識の新たなセンターの創設を促進する。
- 異なった地域の欧州人の間に共通の経験をつくりだすことにより、欧州人のアイデンティティ感覚を養成する。

### (3) 行動分野

- 先進地域と開発の遅れた地域の間及びEU諸国と非EU諸国における地域間のノウハウの移転については、活動は、公共または民間、EU諸国または非EU諸国とのパートナーシップを通じて、地方行政の近代化及び地域開発の技術に重点を置くことになる。
- 共通の关心のプロジェクトの実施の分野では、活動には、特定の地域ポテンシャルの確認、中小企業の欧州市場へのアクセス、革新を促進する地域パートナーシップの構築、または中小企業への共通サービスの提供を含む。
- 他の共同体の政策に従い、環境、研究、革新技術またはエネルギーに焦点を当てた活動に重点が置かれる。

### (4) 対象グループ

EUの地方・地域当局並びに非EUの地中海地域諸国及び東欧諸国の地方・地域当局に資格がある。地方自治体の関係者が他のパートナーのためにプロジェクトを提出する。社

会的・経済的団体及びそれらの代表組織がプロジェクトに関係していることが望ましい。

各プロジェクトは、3～6、7のパートナーから提出される必要がある。その少なくとも1パートナーは非EU諸国からで、残りは、少なくとも2つの異なったEU諸国から、そのうち少なくとも1ヶ国は目標1または目標6の地域からである必要がある。

#### (5) 予算

1995-99年の期間の総予算は約7,000万Ecusである。また、域外地域間協力のためには、Phareプログラムから毎年600万Ecusが利用可能である。欧州委員会の寄与は、目標1及び6の都市及び地域についてはプロジェクト費用の75%まで、他の目標地域については50%まで、東欧の都市及び地域については90%までとなっている。各プロジェクトに対する最初の暫定期間（96～99年）における欧州委員会の寄与は、各プロジェクト30万～40万Ecus程度である。

#### (6) 期間

当初は、プロジェクトは18ヶ月以内。1997年からは2年まで継続可能である。

## 参考文献

### 第1章 英国の地方自治体の国際協力

**Eliminating World Poverty: A Challenge for the 21st Century  
White Paper on International Development**

Presented to Parliament by the Secretary of State for International Development by  
Command of Her Majesty November 1997

**1997 Departmental Report**

**The Government's Expenditure Plans**

Foreign & Commonwealth Office including Overseas Development Administration

**British Aid Statistics 1991/92—1995/96**

Overseas Development Administration

自治体と住民主体の国際協力—自治体による有効な援助方法について—

Japan Local Government Centre, London (自治体国際化協会ロンドン事務所)

**Local Government (Overseas Assistance) Act 1993**

Department for International Development ホームページ

<http://www.oneworld.org/oda>

Department of the Environment ホームページ

<http://www.coi.gov.uk/coi/depts/GNV/GNV.html>

Department of the Environment, Transport and the Regions ホームページ

<http://www.coi.gov.uk/coi/depts/GTE/GTE.html>

**Annual Report 1996-7**

Local Government International Bureau

**3D PROJECT BULLETIN (August 1997)**

## **第 2 章 オランダにおける自治体国際協力への支援**

International Project Unit パンフレット

Netherlands Inter-municipal Development Cooperation Programme パンフレット

International Project Unit factsheet 各種

以上、VNG

## **第 3 章 フランスの分権型協力への支援**

Coopération décentralisée

Ministère des Affaires étrangères (フランス外務省)

## **第 4 章 欧州連合の分権型協力支援**

Coopération décentralisée

Ministère des Affaires étrangères (フランス外務省)

欧州連合 (EU) のホームページ

<http://europa.eu.int/index-en.htm>

欧州委員会第 I 総局 (対外関係) ホームページ

<http://europa.eu.int/comm/dg1a/>

欧州委員会第 XIV 総局 (地域政策) ホームページ

<http://europa.eu.int/en/comm/dg16/dg16home.htm>

## CLAIR REPORT既刊分のご案内

NO	タイトル	発刊日
第 161 号	自治体による国際協力への支援－欧州の現状－	1998/3/27
第 160 号	タイの行政制度－地方の行政を中心に－	1998/3/5
第 159 号	トロント地域の現状と変革の動き	1998/2/25
第 158 号	欧州連合における廃棄物処理の現状	1998/2/25
第 157 号	インドネシアの地方行政	1998/2/20
第 156 号	韓国における地方自治の情報化	1998/2/20
第 155 号	アメリカの救急制度と航空救急	1998/2/6
第 154 号	ソウル市の交通総合対策	1997/12/10
第 153 号	アメリカにおける自然保護政策	1997/12/5
第 152 号	スポーツ施設と地域政策	1997/11/28
第 151 号	カリフォルニア州サンゼルス・カウンティ レイクウッド市（米国地方自治の現場IV）	1997/11/28
第 150 号	チェコの地方自治	1997/11/20
第 149 号	韓国の市・郡統合問題	1997/10/30
第 148 号	アメリカの福祉改革	1997/10/15
第 147 号	韓国 仁川国際空港建設計画について	1997/8/25
第 146 号	オーストラリアの公務員制度概説（2）（地方自治体）	1997/6/20
第 145 号	オーストラリアの公務員制度概説（1）（州政府）	1997/6/20
第 144 号	英国の文化政策	1997/5/20
第 143 号	米国社会と移民政策の現状	1997/5/15
第 142 号	英国の1996年統一地方選挙	1997/4/30
第 141 号	米国の公教育改革とチャータースクール－公教育の選択・分権・民営化	1997/3/31
第 140 号	デンマークの地方行財政制度－地方分権を支える税財制度の概要－	1997/3/24
第 139 号	1996年米国大統領選挙	1997/3/24
第 138 号	シンガポールの教育制度	1997/3/17
第 137 号	グレーター・モントリオール地域の現状と再編成試案	1997/3/17
第 136 号	日韓修学旅行の現状と今後の展望について	1997/2/28
第 135 号	ドイツにおける外国人政策をめぐる諸問題	1997/2/28
第 134 号	アメリカの交通体系と土地利用計画	1997/2/14
第 133 号	オランダにおける移民労働者等統合化政策	1997/1/31
第 132 号	韓国の住民登録制度について	1997/1/31
第 131 号	シンガポールの行政機構－運輸・通信行政を中心に－	1997/1/31

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ  
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧下さい